



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2022年4月21日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

自家用有償旅客運送団体は安全運転管理者選任除外へ 運行管理の責任者・安全運転管理者 一本化の方針か

本年3月に国会提出された道路交通法改正案（道路交通法の一部を改正する法律案、3月4日閣議決定）において、安全運転管理者の選任義務の対象となる自動車の使用者から、自家用有償旅客運送の登録者を除外することが明記されました。この改正法が施行されると、自家用有償旅客運送登録の送迎事業所は安全運転管理者を選任する必要はなくなります。法案詳細は、下記「リンク」の警察庁ホームページより該当項をご覧ください。

「はーと・なび No.133」でお伝えしましたように、現在、自家用有償旅客運送は道路運送法と道路交通法、双方の規制を受けており、5台以上の自家用車を使用する自家用有償旅客運送者は運行管理の責任者とともに安全運転管理者を置く必要があります。運行管理の責任者と安全運転管理者では資格要件が異なるため、選任にあたって現場での混乱が懸念されていましたが、改正後は運行管理の責任者のみの配置となります。ちなみに、運行管理の責任者の要件は、①運行管理者の資格をもつ者、②事業用自動車の運行管理の

実務経験 1年以上、または国土交通大臣が認定した講習を修了した者、③安全運転管理者の要件を備える者です。

また、この道路交通法の改正にあわせて道路運送法施行規則の改正が予定されているとの情報があります。改正内容の詳細はまだあきらかになっていませんが、安全運転管理者の選任義務から外れることを受け、安全運転管理者の業務（酒気帯び確認、運行計画の作成など）を運行管理の責任者が一定の講習を受講したうえで担うことを盛り込まれる見込みとのこと。

改正道路交通法の施行は今年秋頃とみられていることから、道路運送法施行規則の改正も同時期と考えられます。今後、運行管理の責任者の業務がどのように定義されていくのか、新しい情報が入り次第お伝えしていきます。

【リンク】

警察庁 道路交通法の一部改正する法律案（法案はページ最下部に掲載）：

<https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/index.html>

《トピックス》

厚生労働省 介護医療院公式サイト開設
介護医療院に係る説明・資料を集約

厚生労働省が介護医療院の公式サイトを

開設しました。介護医療院に関する情報や資料をコンパクトにまとめたサイトで、理念や施設基準、事例について網羅されています。

現在、介護保険施設には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4種の施設があります。介護医療院は2018年4月に新たに登場した新しい施設で、まだ歴史が浅く、役割や他施設との相違を知らない方も少なくありません。このサイトは主に医療関係者を対象としたものですが介護医療院という施設が新たに作られた背景、理念などが簡潔にまとめられていますので、介護医療院について学ぶ際の参考資料に適したサイトです。介護医療院公式サイトは、以下「リンク」のURLよりアクセスできます。

【リンク】

厚生労働省 介護医療院 公式サイト：
<https://www.mhlw.go.jp/kaigoiryuin/>

AI オンデマンド交通導入支援を公募 自家用有償旅客運送団体も応募可能

国土交通省では、4月1日（金）から5月10日（火）まで、新たにAIやデジタル技術を用いた移動サービスの効率化に取り組む公共団体や交通事業者等を支援する補助金について、対象者の公募を行っています。

この事業は、AIを用いたオンデマンド交通の導入に必要なシステム整備費や機器購入費などの導入経費の一部を補助するものです。地方自治体や交通事業者のほか、自家用有償旅客運送の登録団体も応募することができます。補助金事業詳細は以下「リンク」より国土交通省のホームページをご覧ください。

【リンク】

国土交通省 新モビリティサービス推進事業に係る公募について：
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000181.html

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございます。

全腎協事務局では2021年度の通院送迎実績の集計作業を開始しております。つきましては、2021年度の報告書をご提出いただきたく、ご協力くださいますようお願い申し上げます。年度はじめのお忙しい時期とは存じますが、重ねてお願いいたします。

■熱中症・脱水にお気をつけください

熱中症や脱水は真夏だけではなく、暑さに体が順応していない春・初夏にも発生します。また、マスクを着けていると口や喉の渇きを感じにくくなり、症状に気が付きにくいことがあるといわれています。送迎時は車内のエアコンを適切に使用するなどして、熱中症対策を心がけてください。

なお、日本救急医学会では熱中症診断支援のスマートフォンアプリを公開しています。熱中症が疑われる場合に、自覚症状や基礎疾患の有無、マスクの着用状況などから当てはまるものを選ぶと重症度を簡易診断し応急処置の方法を助言してくれます。詳細は以下「リンク」より日本救急医学会のホームページをご覧ください。

【リンク】

（一社）日本救急医学会 スマートフォン用熱中症診断支援アプリケーション(Android/iOS版) 公開のお知らせ：

https://www.jaam.jp/info/2021/info-20210601_h.html